

# 第 1 回地域審議会資料

## ◇目次

委員名簿	1
地域審議会の概要	4
傍聴要綱（案）	9
総合計画の概要	18
今後の運営について（案）	21

日時：平成17年7月26日

場所：三橋庁舎3階会議室

## 柳川地域審議会委員名簿

	氏名	機関・団体及び役職
1	梅崎 暁子	クリーン連合会理事
2	大城 昌平	柳川山門医師会代表
3	大坪 正子	柳川市民生委員児童委員協議会地区副会長
4	大村 直	柳川市体育協会代表
5	小野村 猛	柳川市行政区長代表委員協議会副会長
6	古賀 慶作	公募委員
7	古賀 寿代	柳川市地域婦人会連絡協議会柳川ブロック会長
8	古賀 正孝	柳川商工会議所青年部副会長
9	古賀 義則	柳川地区漁協協議会会長
10	立花 寛茂	柳川商工会議所会頭
11	田中 康德	P T A連合会副会長
12	永松 喜久	柳川文化協会副会長
13	成清 法作	柳川農業協同組合代表理事組合長
14	藤吉 佳美	公募委員
15	真崎 勝子	柳川商工会議所女性会会長

## 大和地域審議会委員名簿

	氏 名	機関・団体及び役職
1	稲又 暁子	大和町文化協会監事
2	江崎 三子生	柳川農業協同組合理事
3	川口 鶴子	柳川市地域婦人会連絡協議会大和ブロック副会長
4	河野 宇充	大和町商工会副会長
5	釘崎 圭子	大和町商工会女性部部长
6	小柳 哲朗	大和町漁協代表者（山門羽瀬漁業協同組合組合長）
7	高山 和夫	大和町体育協会会長
8	鳥取 義行	柳川市行政区長代表委員協議会副会長
9	西田 長子	クリーン連合会理事
10	西田 速彦	P T A連合会副会長
11	林 弘子	柳川市民生委員児童委員協議会副会長
12	久富 利幸	公募委員
13	藤井 達也	大和町商工会青年部部长
14	藤野 満夫	柳川山門医師会代表
15	淵上 愛子	公募委員

### 三橋地域審議会委員名簿

	氏 名	機関・団体及び役職
1	石橋 功亘	公募委員
2	川口 武	三橋町商工会副会長
3	河村 好浩	P T A連合会会長
4	近藤 穎子	柳川市地域婦人会連絡協議会三橋ブロック副会長
5	下川 肇	農事組合長会三橋支所委員長
6	高橋 登喜男	三橋町体育協会理事
7	近浦 フジ子	三橋町商工会女性部部长
8	友添 勲	柳川市行政区長代表委員協議会会長
9	中島 みゆき	公募委員
1 0	藤生 桂子	三橋町文化協会幹事
1 1	藤木 勝也	三橋町商工会青年部部长
1 2	藤丸 伊津子	柳川市民生委員児童委員協議会地区副会長
1 3	三浦 榮一	柳川農業協同組合理事
1 4	目野 博子	クリーン連合会理事
1 5	森田 辰夫	柳川山門医師会代表

# 地域審議会の概要

## 1 制度の趣旨

市町村が合併することによって、行政区域が拡大することから、住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるという懸念や不安があり、そのことが合併の障害にもなっているといわれてきました。

このため、住民の懸念や不安に対応し、また、新市の施策全般に住民の意見をきめ細かに反映することができるよう、平成11年に合併特例法の改正により地域審議会の制度が創設されています。

## 2 地域審議会の設置

地域審議会の設置は、それぞれの地域の実情により判断されるべきもので、新市において必ず置かなければならないものではありません。また、地域審議会を置くことになった場合でも、1市2町すべての区域に置かなければならないものでもありません。

地域審議会の設置は、1市2町それぞれの区域を単位とするものであり、2つの市町の区域をあわせて1つの地域審議会を置くことや、1つの市町の区域を分割し、複数の区域を設けて地域審議会を置くことはできません。

本市では、法定協議会の協議の結果、旧市町それぞれに設置することにしました。

## 3 設置の手続き

地域審議会は、地方自治法第138条の4第3項の附属機関で、条例を制定し、設置しなければなりません。また、合併特例法第5条の4の規定により、合併関係市町村は、合併前に地域審議会の設置を決定することとされています。

本市の状況：平成16年8月22日 各市町で議決  
8月23日 告示

## 4 設置期間

合併日（平成17年3月21日）から平成27年3月31日まで

## 5 地域審議会の役割

地域審議会の仕事の内容は、新市の長の諮問に応じて、審議・答申し、また、必要と認める事項について審議し意見を述べることとなります。

<新市の長の諮問に応じて、審議・答申する事項>

- ① 新市建設計画の変更に関するもの
- ② 新市建設計画の執行状況に関するもの
- ③ 新市の基本構想の作成・変更に関するもの
- ④ その他市長が必要と認めるもの

## 6 委員の構成

- ・ 委員は15人以内
- ・ それぞれの地区に住所を有する者（住所を有しなくなった時は委員の職を失うこととなります。）

## 7 任期

- ・ 2年。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間。（今回の任期は平成17年7月26日～平成19年7月25日）
- ・ 再任は妨げない。

## 8 会長・副会長

委員の互選によります。

## 9 招集及び議事

会長が招集し、会長が議長となります。

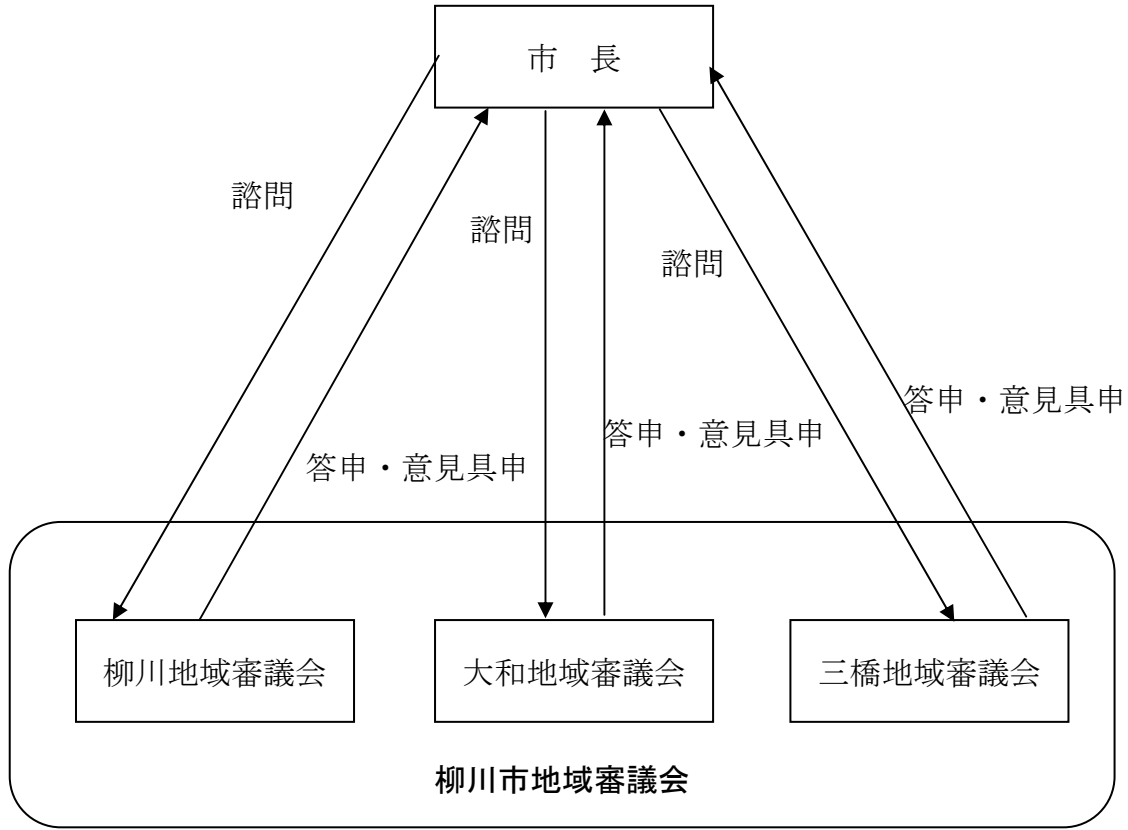
会議は、半数が出席しなければ開催できません。

議事は、出席委員の過半数で決し、同数の場合は議長の決するところによります。

## 10 公開

原則として公開で行いますが、議長が必要と認める場合は、議会に諮ったうえで公開しないことができます。

柳川市地域審議会の組織体制図



柳川市、山門郡大和町及び同郡三橋町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書

平成17年3月21日から柳川市、山門郡大和町及び同郡三橋町を廃し、その区域をもって新たに「柳川市」を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定により、「柳川市」に廃置分合前の柳川市、山門郡大和町及び同郡三橋町の区域（以下「設置区域」という。）ごとに、地域審議会を設置することとし、同条第2項の規定により、当該地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項について、下記のとおり定めるものとする。

記

（設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

名 称	設 置 区 域
柳川地域審議会	廃置分合前の柳川市の区域
大和地域審議会	廃置分合前の大和町の区域
三橋地域審議会	廃置分合前の三橋町の区域

（設置期間）

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

（所掌事務）

第3条 審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、意見を述べるものとする。

- （1） 新市建設計画の変更に関する事項
- （2） 新市建設計画の執行状況に関する事項
- （3） 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- （4） その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第4条 審議会の委員の数は、それぞれ15人以内とする。

2 委員は、設置区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- （1） 公共的団体等を代表する者



- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者  
(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときにおける補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。  
(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の任命後、最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。
- 7 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長が定める部署において処理する。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

平成16年8月23日

柳川市長 河野 弘史 印

大和町長 石田 宝蔵 印

三橋町長 矢ヶ部広巳 印

## 柳川地域審議会傍聴要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、柳川地域審議会（以下「審議会」という。）の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 審議会の傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。

（傍聴の手続）

第3条 審議会を傍聴しようとする者は、住所及び氏名を傍聴人受付簿（別記様式）に記入しなければならない。

2 受付は、原則として審議会開催予定時刻の15分前からとする。

（傍聴席に入ることができない者）

第4条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、幟の類を携帯している者
- (4) はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき、会長の許可を得た者を除く。
- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (7) その他審議会を妨害するおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等、議事の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、会長の許可なく、審議会の模様を撮影し、録音等を行わないこと。
- (5) 会場において、携帯電話、ポケットベル等を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、審議会の支障となる行為をしないこと。

（職員の指示）

第6条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴の制限)

第7条 傍聴人は、審議会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 月 日から施行する。



## 大和地域審議会傍聴要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、大和地域審議会（以下「審議会」という。）の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 審議会の傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。

（傍聴の手続）

第3条 審議会を傍聴しようとする者は、住所及び氏名を傍聴人受付簿（別記様式）に記入しなければならない。

2 受付は、原則として審議会開催予定時刻の15分前からとする。

（傍聴席に入ることができない者）

第4条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、幟の類を携帯している者
- (4) はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき、会長の許可を得た者を除く。
- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (7) その他審議会を妨害するおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等、議事の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、会長の許可なく、審議会の模様を撮影し、録音等を行わないこと。
- (5) 会場において、携帯電話、ポケットベル等を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、審議会の支障となる行為をしないこと。

（職員の指示）

第6条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴の制限)

第7条 傍聴人は、審議会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 月 日から施行する。



## 三橋地域審議会傍聴要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、三橋地域審議会（以下「審議会」という。）の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 審議会の傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。

（傍聴の手続）

第3条 審議会を傍聴しようとする者は、住所及び氏名を傍聴人受付簿（別記様式）に記入しなければならない。

2 受付は、原則として審議会開催予定時刻の15分前からとする。

（傍聴席に入ることができない者）

第4条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、幟の類を携帯している者
- (4) はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき、会長の許可を得た者を除く。
- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (7) その他審議会を妨害するおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等、議事の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、会長の許可なく、審議会の模様を撮影し、録音等を行わないこと。
- (5) 会場において、携帯電話、ポケットベル等を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、審議会の支障となる行為をしないこと。

（職員の指示）

第6条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。



(傍聴の制限)

第7条 傍聴人は、審議会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 月 日から施行する。



# 市総合計画の概要

## 1 趣旨

柳川市は、平成17年3月21日に旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の合併により誕生しました。

旧市町は、これまでそれぞれの総合計画をもとに将来像の実現に向けた行政運営を行ってきました。1市2町の合併に際し、平成16年6月に合併特例法に定められる「新市建設計画」を策定し、それぞれの総合計画はこの計画に引き継がれました。

合併の「公約」である新市建設計画は、合併後10年間の新市のまちづくりの羅針盤となるもので、今回策定される「第一次柳川市総合計画」は、新市建設計画の精神を承継するものです。更に、総合計画を策定するにあたり、1市2町の歴史や伝統文化、特性を生かすとともに、地域ニーズや住民ニーズを的確に把握するなど、新たな課題を整理する必要があります。

このため、総合計画は、新市建設計画を包括しつつ、新たな住民ニーズを踏まえ、発展的に承継させたかたちで目指すべき「まちの将来像」を明らかにし、それを実現するために住民と行政が協働して取り組むまちづくりの基本的な方針を示すものです。

## 2 法の定め

総合計画は、地方自治法第2条第4項において、「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、それに即して行うようにしなければならない。」と規定されています。

本市においても、この法の規定に基づき、第一次となる総合計画を策定するもので、市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画となります。

## 3 策定期間

計画の策定期間は、平成18年9月議会定例会に上程するスケジュールとします。

理由として、市議会議員の在任期間が平成18年10月までとなっていることと、平成19年度当初予算に計画を反映させることのできるタイミングであるためです。

## 2. 計画の構成と期間

第一次柳川市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

### (1) 基本構想

基本構想は、本市の現状とまちづくりの課題を踏まえ、目指すべきまちの将来像とこれを実現するための施策の基本的な方向を示すものです。

基本構想の期間は、2007年度（平成19年度）を初年度とし、2016年度（平成28年度）までの10年間とします。

### (2) 基本計画

基本計画は、基本構想をもとにその目標を達成するため、施策の具体的な内容を部門別に体系化したもので、実施計画の基礎となります。

基本計画の期間は、基本構想と同じく2007年度（平成19年度）を初年度とし、2016年度（平成28年度）までの10年間としますが、急激な社会情勢・経済情勢の変化により計画を見直すこともあります。

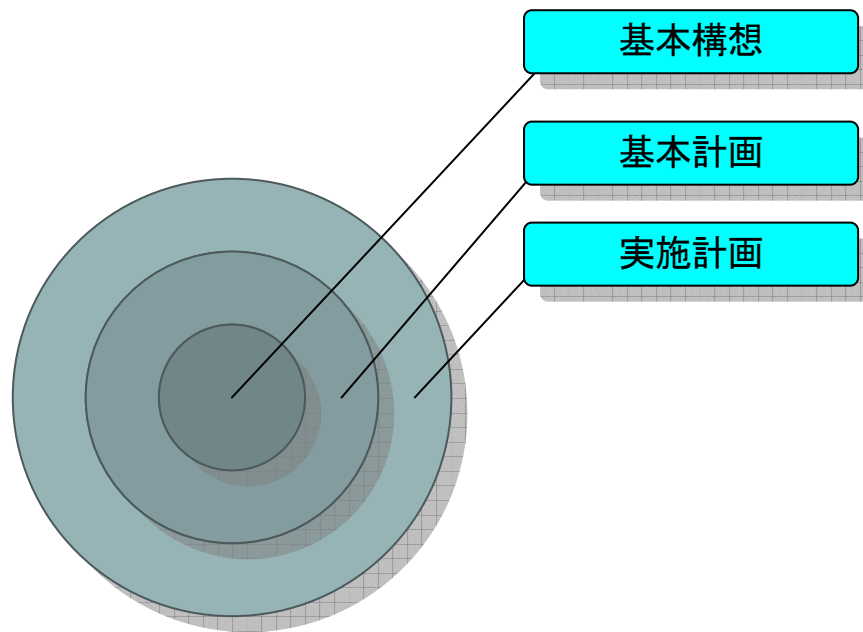
### (3) 実施計画

実施計画は、基本計画で体系化した各施策の実施年度や事業量、実施方法を具体化し、各年度の予算編成の指針となります。

実施計画の期間は3年とし、毎年度事業計画を策定するローリング方式を採用します。

また、効果的かつ効率的な行財政運営を継続的に改善するため、計画に掲げられる施策や事業を対象とし、その必要性や評価を客観的に評価する行政評価システムと連動させます。

■計画の構成イメージ



■総合計画の計画期間

西暦	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
平成	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	
基本構想	10年間										
基本計画	10年間										
実施計画	3年間			3年間		3年間		3年間			

## 今後の運営について（案）

### 1 今後のスケジュール

#### 1 1月中旬 第2回審議会

- ・ 地域別、分野別課題報告
- ・ 基礎調査、アンケート調査報告

#### 2 2月中旬 第3回審議会

- ・ 基本構想案協議
- ・ 新市建設計画推進状況

### 2 資料の事前配布

審議会資料は、原則として会議の5日前までに配布することにします。

### 3 議事録の作成

協議内容を記録するため、毎回議事録を作成し、証明として会長に署名していただくことにします。

### 4 協議内容の公開

審議会会場は、協議書第7条第6項にありますように原則公開となります。

また、審議会に使用した資料や議事録は、市のホームページや図書館などで積極的に情報公開に努めます。